

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、あらかじめ寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、同項第4号から第7号までに規定する休業日の一部を授業日と</p> <hr/> <p>することができる。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、あらかじめ寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、同項第4号から第7号までに規定する休業日</p> <hr/> <p>を学校運営に必要な限度において変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>